

令和3年度第1回東大阪市環境審議会議事録

1 日 時 令和4年1月7日（金） 午後14時00分から15時18分まで

2 場 所 総合庁舎18階 大会議室

3 出席者

（環境審議会委員）

黒田会長、久委員、佐野委員、益田委員、河邊委員、越智委員、石井委員、佐堀委員、裕委員、濱谷委員、川口委員、大原委員、松浦委員、阿蘇委員、平田委員、椎名委員、中山委員

（事務局）

千頭環境部長

巽環境部次長、本江環境部次長

環境企画課：道籬、上野、松井、伊部、福岡

循環社会推進課：松倉

環境事業課：生田

美化推進課：石橋

産業廃棄物対策課：田川

公害対策課：仲西

4 会議要旨

事務局	（開会）
事務局	出欠確認（24名中17名出席）、傍聴人の人数の確認、資料確認
黒田会長	案件（1）「東大阪市第2次環境基本計画に基づく令和2年度実績及び豊かな環境創造基金の活用状況について」、事務局、説明をお願いする。
事務局 （上野）	<p>【案件（1）の東大阪市第2次環境基本計画に基づく令和2年度実績について説明】</p> <p>案件1【東大阪市第2次環境基本計画に基づく令和2年度実績】について、ご説明させていただく。資料1-1とA3サイズの資料1-2をご覧いただきたい。</p> <p>A3サイズの資料1-2の「令和2年度年間報告書」については、庁内の各課に照会し、回答いただいたものを一覧にまとめた。こちらを分析し、とりまとめたものが資料1-1の実績報告書となる。こちらの資料1-1をもとに説明させていただく。それでは、資料1-1の実績報告書の1ページをご覧いただきたい。</p> <p>本計画の考え方、位置づけ等について、説明している。本市では、「東大阪市環境基本条例」に基づき「東大阪市環境基本計画」を策定し、「みんなで作る環境文化都市・東大阪」という環境理念を掲げ、その実現をめざし各種環境施策に取り組んできた。</p> <p>また、社会情勢や環境意識の変化等を考慮し、「東大阪市第2次環境基本計画」を策定した。計画の着実な推進に向け、毎年、事業の実施状況や指標等について、各課に照会し、進行管理を行っており、本書ではその内容をまとめた。</p> <p>次に2ページをご覧いただきたい。ここから具体的な実績報告に移る。なお、環境基本計画における事業評価については、これまで同様、各事業の指標・目標の達</p>

成状況により、A100 %、B80%以上、C50%以上、D50%未満の4段階評価を行い、達成状況で評価できないものは「その他」の評価としている。

まず、1つ目の基本目標である「健康で安心して暮らせるまちづくり【生活環境】」について報告する。良好な生活環境の保全に向けて、関連法令等に基づく規制的措施、測定観測等を実施し、環境情報の把握、苦情対策等に取り組んだ。60施策すべてに着手。74の事業・取組を実施し、目標達成状況A以外の取組が5つある。「その他」の評価に位置付けられるものは、達成状況による評価が難しいものとしている。B～Dの評価となった事業に関してのみ、理由及び改善策などを2ページ下段に記載しているため、またご確認願いたい。

次に、3ページをご覧いただきたい。2つ目の基本目標である「身近に自然とふれあえるまちづくり【自然環境】」について報告する。公園の体系的整備、公共施設の緑化の推進や市民・事業者の緑化に対する支援等により、緑にふれあえる空間を作り出すとともに、自然環境の保全に努めた。26施策中、24施策に着手。39の事業・取組を実施し、A以外の取組が17あった。ここでは未着手施策が2つあった。4ページ下段の「2-2. 自然の状況を把握する」と、「2-5. 放流・採集など生態系への影響を減らす」に記載している。

次に、5ページをご覧いただきたい。こちらは3つ目の基本目標である「魅力のある安全で快適なまちづくり【都市環境】」について報告する。不法投棄防止のパトロールや放置自転車の防止により、まちの美化を推進し、景観計画に基づく指導や、歴史的まちなみの保全に取り組み、良好な景観づくりを推進した。道路の整備を行い、公共施設等へのユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化を進め、安全で快適に暮らせる環境づくりを推進した。文化財の保存を図り、ボランティアの育成等により、伝統・文化の継承に努めた。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となった事業もあった。18施策中、17施策に着手。30の事業・取組を実施し、A以外の取組が5つあった。また、ここでも未着手施策があった。5ページ下段、「3-2. 誰もが安全で快適に暮らせる環境をつくる」に記載している。

次に、6ページをご覧いただきたい。4つ目の基本目標である「環境負荷の少ないまちづくり【循環型社会】」について報告する。環境教育出前講座の実施やECOポスターコンクール、ファームマイレージ2運動等により、環境に配慮したライフスタイルを促進した。分別収集体系の強化に向けた自治会等への情報提供機会の充実、使用済小型家電の宅配便回収の実施、学校園から排出される剪定枝のリサイクル事業等を実施し、一般廃棄物対策を推進した。産業廃棄物の排出事業者に対し、発生抑制と適切な処理・再利用のための意識啓発・指導を行った。こちらにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となった事業があった。21施策すべてに着手。27の事業・取組を実施し、A以外の取組が5つあった。

次に、7ページをご覧いただきたい。5つ目の基本目標である「地球環境に配慮したまちづくり【地球環境】」について報告する。再生可能エネルギーを家庭に導入した市民への補助、エコライフ診断やうちエコ診断事業、環境教育出前講座の実施や中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及等の地球温暖化対策を推進した。16施策中、15施策に着手。19の事業・取組を実施し、A以外の取組が5つあった。また、ここでも未着手施策が1つあった。7ページ一番下に記載している。

<p>事務局 (福岡)</p>	<p>次に 8 ページをご覧ください。ここからはみんなで取り組むための施策について報告する。まず「①みんなで取り組むための基本的な施策」について報告する。施策の進捗状況を取りまとめWEBサイトで公開し、東大阪市民環境フェスティバル等の参画を通じて意識啓発を行った。環境について各種講座を実施し、多様な環境学習を進めた。地球温暖化対策実行計画の推進や公用車の削減等により、行政として率先して行動するとともに、市民・事業者等との協働として、エコライフ診断の実施、地域清掃等を実施した。こちらにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となった事業があった。32 施策すべてに着手。55 の事業・取組を実施した。</p> <p>次に 10 ページをご覧ください。「②協働で進めるリーディング・プロジェクト」について報告する。まず、『次世代につなごう！地域資源を活用した魅力と潤いある東大阪』について報告する。地域の自然資源や歴史遺産の保全に向けて、地域の特性を活かした個性的なまちづくり事業の実施の働きかけを行った。民有地に対する緑化助成や公共施設における緑化の推進に取り組んだ。6 施策すべてに着手。9 の事業・取組を実施し、A 以外の取組が 2 つあった。次に、『地球環境保全に貢献！低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着』について報告する。自動車に過度に依存しないライフスタイルの実現に向けて自転車駐車場の利用を促進した。省エネ・省 CO2 化の推進に向けて、東大阪市地球温暖化対策実行計画や東大阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を推進し、再エネ等の導入・支援を行った。東大阪ブランド事業において、環境配慮型製品の登録の促進・普及を図った。9 施策すべてに着手。15 の事業・取組を実施し、A 以外の取組が 5 つあった。</p> <p>以上の結果を踏まえ、12 ページの【表 1】、「令和 2 年度施策実績」をご覧ください。施策数が 188、うち未着手施策が 4、着手率 98%、実施事業数については 268 となっている。次に下の【表 2】、「令和 2 年度事業実績評価」の合計欄をご覧ください。268 事業のうち A 評価 214 事業、B 評価 17 事業、C 評価 0 事業、D 評価 0 事業、その他評価 37 事業となっている。合計欄の下の実施事業数に対する割合でいうと、A 79.8%、B 6.3%、C 0%、D 0%、その他 13.8%となっている。</p> <p>下段の令和元年度と比較すると、令和 2 年度事業実績としては、A 評価が少なくなり、その他評価が増加している。これは、新型コロナウイルスの影響によって、イベント等が実施できなかったことが主な要因である。しかし、イベント等実施できない中で、様々な手法の活用と代替案の検討を行い、実施した。</p> <p>また、令和 2 年度は第 2 次環境基本計画の最終の年度であった。計画の開始年度である平成 23 年度から比較すると事業評価で A 評価が増加しているが、令和元年度から低下傾向になっている。これは、先ほど述べた新型コロナウイルスによる影響が大きい部分がある。一方で、計画の最終年度である令和 2 年度には C、D 評価がなくなり、実施事業の目標・指標はおおむね達成できた。</p> <p>なお、参考資料 1、2 として、「第 2 次環境基本計画総括」を事前に配布しているが、令和元年度第 1 回本審議会にて第 2 次環境基本計画の総括は報告している。今回は令和元年度、2 年度の 2 年間分の実績を加筆している。</p> <p>以上で、報告を終わる。</p> <p>【案件(1) 豊かな環境創造基金の活用状況についての説明】 資料 1-3 の 1 ページをご覧ください。豊かな環境創造基金については、東</p>
---------------------	---

	<p>大阪市環境基本条例の基本理念に基づき、地球環境への負荷の低減、地球環境の改善その他の豊かな環境を創造する事業を推進するため、平成 20 年に東大阪市豊かな環境創造基金条例が設置され、環境教育経費、市民団体等による環境啓発・改善活動の推進を図るための補助費等に活用してきた。その事業の財源として、市民・企業などの寄附やふるさと東大阪応援寄附金（ふるさと納税）によって賄われている。</p> <p>2 ページをご覧ください。令和 2 年度庁内活用事業の実績となっている。令和 2 年度は「補助金交付事業」を実施した。こちらの事業は、環境団体等に対する活動に対して、活動の補助金として上限 30 万円を補助するもので、事務局としても基金の基幹事業であると認識している。しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響もあり、環境活動団体等も環境活動を自粛されている所が多く、募集は行ったものの申請団体がなく、充当金額は 0 円となっている。</p> <p>現在の基金事業については、環境団体等が実施する環境活動に対する補助金交付事業のみを実施している。事務局としても本市における環境に対する団体や市民活動については、資金力が脆弱であり、補助の交付があるなら、より一層、環境に対する取組を進めたいといった意見も多くあることから、引き続き支援が必要であると認識している。</p> <p>今後事務局としてより一層の財源確保の努力をし、また新たな事業を検討していく。以上報告を終わる。</p>
黒田会長	事務局より説明があったが、案件(1)についてご意見等はないか。
佐堀委員	<p>資料 1-1 の P5 の「魅力ある安全で快適なまちづくり」について、「公共施設等へのユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化について」とあるが、眼科医の立場から話をすると、視覚障がい者、あるいは低視覚者、中には外から見てもわからない低視覚の方、それから色覚異常の方もいる。そういう方への配慮はなされているのか。</p> <p>重度の方は対象かもしれないが、障害の程度によって、軽度の方にもそういう細かいところまで配慮されているのかどうか。あるいは、例えば色覚障害の方は、緑と赤の区別がつきにくいから、区別のつきやすい色彩を使うなどの表示で色覚バリアフリーの配慮がされているものもあるので、そういうところも教えていただきたい。</p>
事務局 (上野)	バリアフリーについては、環境部以外の様々な部局、建設局の部局でも議論がある。ただ、視覚障害者の方だけではなく、健常者、障害者の区別なく、ユニバーサルデザインが使えるように、最近、様々な議論がなされているところであり、市として進行している状況である。委員から指摘あった、赤や緑といったバリアフリーについては、認識がないこともあるので、各部局に提案などをしていきたいと考えている。
佐堀委員	街中には点字ブロックはあるが、なかなか自転車があって通れないとか、白杖をもっている方もいる。その観点からはどういう取組をしているのか聞かせてもらいたい。
松浦委員	3 ページに緑化の推進とあるが、大きく育った桜の木や樹木を市民から見ると、なぜ切るのかと思うものが切られている。第二寝屋川の河川や、学校でも1校あったし、それから道路の土部分から出たものを切ったものもある。市民の立場として

	<p>どうして伐採するのかということで、どなたが許可して切っているのか分からない。学校の場合、創立の時に植えた木が、切られてしまったということがあり、新入生が大変残念がっていたの也有ります。市民に、立派に育った木を切ること自体、おかしいと思うので、許可を出される方は、切ってくれと頼んできた市民1人の意見があるのかもしれないが、その人たちにもしっかりと、納得できるように、説得してほしい。緑を植えたいと思っているのに、切られてしまっは、意味がないと思う。</p>
事務局 (道旗)	<p>植栽等の木を切るという話であるが、木を管理している管理者が管理上必要で、伐採していることが多いのではないかなと思う。勝手に人の木を切ったら犯罪になる。木を切る理由っていうのはどうなのかっていうことで、これは以前、審議会でも松浦さんとも話をしたが、落ち葉が多いから、木を何とかして欲しいと、行政にクレームがあって、やむなしで、行政が切ったという事例もある。また、最近桜や桃につく害虫で、クビアカツヤカミキリという特定外来生物が東大阪でも発生している。その虫の幼虫が木につくと、木の内部が食べられてしまい枯れてしまう。この虫の幼虫が木につくと、手遅れになると最終的にどうするかというと、もうその木は切ってしまわないといけな。環境省は啓発も含めて、この虫が増えていくと、将来日本では、お花見ができなくなるということも言っている。そういうものによって、木を切らざるをえないこともあるかなと。話が飛躍したが、木を切る事象は個別で様々であって、理由があって管理者が伐採していることだと思う。</p> <p>一方で、木を増やしていかないといけないというのが行政の立場でもある。今年度に環境企画課がヒートアイランド対策で何が効果的かということ全国の自治体にも照会をかけて調査した。その結果は、木や緑を増やすということが、ヒートアイランドに対して一番有効であるという結論に至った。行政としても、今後緑化は、改めて力を入れていかないと考えている。その中で、市街地が多い東大阪市では、その行政が携わってやれることは、行政の敷地内で木を増やすこと、次に一般の家庭や事業所にも、緑化が進むようにしていくことである。</p>
松浦委員	<p>木を切ったところは、理由を示さないと、その部分は市民にはわからない。第二寝屋川の場合は木を切った理由は分かったが、新しい住民の方が家を買って入ってきて、落ち葉と虫を理由付けにして、切るようにという話で行政が切ってしまったと聞いている。しかし、その木は害虫駆除をしている。切れと言われたからと言って、後から入ってきた住民の意見を聞くというのはどうかと思う。理由があって木が全部なくなっているなら理解できるが、その意見を言った家のところの木だけ切っていることは理由にはならない。きっちりと木を切らないで済むだけの説得能力をもってほしいと言った。高井田の公園の近くの木は、切られた理由はわからない。市民の何故ということに対して、どこに電話をして聞いたらいいのか。</p>
事務局 (道旗)	<p>木を切った理由について電話するところは、申し訳ないがその木を管理しているところになるろうかと思う。この環境審議会では、当然緑化とかそういった議論はしていただける場だと思うが、木の所管については、公園は公園を管理する所管課、道路の街路樹は道路を管理する所管が実施しており、管理する施設によって所管課も様々ある。また、民間の部分は分からない。木を切った理由を教え</p>

	<p>てほしいとなると我々に電話されると、結局所管課から調べないといけないので、どうしてもということなら1回くらいなら対応するが、そういった仕事をする所属でもないの、そこはちょっとご容赦いただきたいと思う。</p> <p>ただ、地球環境のことを考えると、木や緑は我々が生きていく上で必ず必要なものだと考えている。そのことから、そのクレームがあったから木を切るとかということは望ましくないと思う。私の方も、過去に市民から木の落ち葉が飛んできて、家の中に入ってくるので、何とかしてくれというような苦情も聞いたことがある。そういうような理由への対応で木を切るのではなくて、木を切ってほしいと思っている人たちにも、もう少し環境意識、地球環境の意識を持っていただく、その意識醸成をしていくというのが、我々環境部の仕事の一つ大きなものかなというふうには思っている。</p>
大原委員	<p>5ページの不法投棄の防止に関して、パトロールしていると思うが、おそらく道路や公園とかそういうところだけかなと思う。民間のところに捨てられた場合に、どういった形で処理されているのか。</p>
事務局 (石橋)	<p>不法投棄については、環境部の美化推進課で対応している。一般的には、委員の指摘のように、公共の場所、道路上などの不法投棄に対応しているが、実際に個人の敷地に不法投棄がされるということで、様々な相談を受けることがある。その中では、不法投棄されないような環境、例えば、不法投棄の禁止の看板を貸与して、禁止の啓発をしてもらおうとか、あるいは個人の負担になるが、監視カメラをつけてもらい、セキュリティ面で不法投棄の対策の強化をしてもらおうという形で、アドバイスをしている。さらに、不法投棄のパトロールとして、民有地で不法投棄が多いという相談を受けた場合、随時、パトロール車を発進させて、巡回している。そういった形で、個人の敷地に対して不法投棄対策を行っている。</p>
椎名委員	<p>5ページに記載の「目標値を達成できなかった事業と改善策」、3-2にある「誰もが安全で快適に暮らせる環境をつくる」において、未実施施策が、「災害時の緊急避難路確保のための生活道路の拡幅整備」とあり、その未実施理由を読むと、「環境基本計画の中で進めていくことは難しい」と書かれている。確かに、費用や民間の権利関係の問題等を考えるとその通りだとは思いますが、災害時、一番大切な人命を守るため、緊急避難路を確保するための生活道路の拡幅整備が環境基本計画では施策としては出来ませんとなると、この未実施施策はずっと未実施で続くことになる。</p> <p>この施策を環境基本計画の中で行うことが難しいのであれば、いったい、どこの部署が担当するのが良いのかと思ったことと、もう一つは、私が環境審議会の委員になろうと思った理由に、近年の自然災害が非常に怖い状況になっており、このような災害は、これからもっと酷くなると思う。私の住んでいる枚岡地区は、山が近くて街並みも古く、生活道路が非常に狭い。しかも坂道が多くハザードマップにも危険ゾーンと記されている。近所の方々からも狭い道路に対する不安の声が多い。</p> <p>現状、拡幅整備が出来ないのであれば、何か拡幅に換わって対応できるような施策等を考えているのかお聞きしたい。例えば、公園や学校等を避難用に整備するか、避難のための導線を確保するか。併せて、説明願いたい。</p>

事務局 (道籐)	<p>この報告を見ると、そういうふうにお考えになるっていうことは当然かなと思う。この計画を初めに計画を立てた10年くらい前に、事業というか、施策の中で、当時災害時の緊急避難路確保、拡幅整備というものがあって聞いている。その中で関連する所属で検討がなされていたという風に聞いている。しかし、時間の経過とともに当時予定していたものが、関連所属で難しい状況に変わってきた。そこで、環境部として当初予定され段階で環境基本計画に位置付けたものの、その部分の進捗を含めてこの計画での進行管理を断念したというような形での記載となっている。一方で市としては、災害の対策を何もしていないかという、そういうわけではなくて、当然関係する所管課が代替施策、事業というものを検討はしていると考えている。しかしながら、今この中身がどういうものかというのを説明する資料を持ち合わせていないので、今回の議事録を送付するときに、内容を関係部局に確認して、送らせていただく。</p>
椎名委員	<p>説明は良く理解出来る。であれば、都市環境の中に含まれるこのような災害対応の拡幅施策は、環境関係部署が扱う部分と、環境以外の部署が扱う部分を分かるように区分けして示して欲しい。</p> <p>最近の自然災害に対応することは喫緊の課題であり、特に、道路の問題は人命に関わってくる問題でもあるので、この事業については環境関係部署でやりましょう、この問題については環境では取り扱えないのでどこそこの部署で対応しましょうとか、具体策までは別としても、次回の審議会においてその仕分けでも説明して頂けると助かる。</p>
事務局 (道籐)	<p>今回、建築部や土木部が審議会に入っていれば、委員の質問にはこの場で回答できたと思う。都市環境分野が環境基本計画の中に入っている以上、その部分の質問はこの場で答えなければいけないという気持ちもある。ただ、環境基本計画に関係する所属については、庁内で40所属ほどあり、今回は環境部に所属する各課長が入って審議しているが、この都市環境分野の所属も入るとなると、非常に行政側の参加者が増えてしまう。スペースの問題、行政側の事務負担の問題等も考えてできるだけ環境部の中で完結できるようなメンバーで臨んでいるというのが現状である。</p> <p>そのことから、委員の先ほどの指摘を踏まえ関係所属の方に確認するとともに、環境基本計画における各所属の割り振り等も含めて、できれば次の議事録送付のときには、示したいと考えているので、よろしくをお願いします。</p>
阿蘇委員	<p>7ページの東大阪ブランド推進事業の中で、環境配慮型製品が認定更新に伴い、6製品が認定辞退となったとあるが、政府が低炭素の事業を進めているご時世で、東大阪市においては、こういう環境配慮型の製品の推進をしていかなければいけない。CO2の関係だけじゃないと思うが、残念ながら6製品が辞退となってしまった理由を教えてください。</p> <p>それと、いつも私がお伺いしているが、環境センターの令和2年度の実績がなしとなっているが、ただ今度水走第6工場の建設が検討されていると聞いている。その中で、第6工場の中に環境関連の施設を作ったらどうかという提言がされたと聞</p>

	<p>いている。清掃組合の話で、直接、ここでは関係ないのかもしれないが、もしそういう検討状況が、わかれば、教えていただきたい。</p>
事務局 (巽)	<p>環境配慮型製品であったとしても、そもそも認定要件として、オンリー1、ナンバー1、プラスαがある。オンリー1 は会社独自の製品があつて他の会社にはない製品、ナンバー1 は、売上がナンバー1、プラスαは付加価値の高い他にはない製品というような、認定要件がある。更新審査の場合にその要件が崩れてしまうということがある。例えば、売り上げ一番でなくなると、ナンバー1 製品でなくなると、ブランドの認定から外れる。環境配慮型製品であっても、そもそもの認定要件が外れてしまったので、認定辞退もありうる。あとは、残念ながら、東大阪市から出ていってしまつて、東大阪市の企業でなくなることもあり、残念ながら認定から外れるということがある。</p>
事務局 (道簾)	<p>2 点目の第 6 工場の検討状況ということであるが、東大阪都市清掃施設組合の方で、おそらく検討会、あるいは審議会のようなものを作って審議されていると思われる。我々としては今どういった状況かは把握していない。このことについては、施設組合にどこまで教えてもらえるかというのも含めて確認し、先ほどと同じく、議事録送付時に回答したいので、よろしく願います。</p>
中山委員	<p>私は東大阪市に来て、40 年ほどになる。本当に東大阪市が住みよい街で F a c e b o o k とかで、そういう状態と言われたりしており、本当に誇りに思える街と思う。やはり目に見える形のきれいさ、整備をもう少しやっただけでないかなと思う。ごみの件で中央大通の周辺が草ボウボウであつたり、ごみの清掃がなくなるとか、また、府立図書館の周辺も清掃が不十分ではないかと思う。なぜ、そのようなことを言うのかというと、やっぱりお客さんに来ていただくためには、皆さんどういふことをするのですか、ということ、もう少し素直に考えられないのかと思う。豊かな環境創造基金活用事業がゼロという報告があつた。コロナ禍でも草木は育つし、うちの近くの中石切公園や一般の運動公園は、定期的に清掃してもらつており、快適に散歩ができる。中環の草刈りは八尾土木が所管かと思うが、東大阪市としての自分たちの地域であり、そこに物申すことはできないのかと強く思う。やはり、2025 年には万博があるし、そのために、もう少し、外見をきれいにしてもいいのではないかと思う。ちょっとした意見だが、よろしく願います。</p>
事務局 (石橋)	<p>中央環状線の道路際については、委員指摘のとおり、大阪府の八尾土木事務所が所管している。ただ、これは委員指摘のように連携できないかということ、本市と八尾土木事務所は、まちの美化という観点から、アドプトプログラムを推進している間柄である。当然そういった中央環状線の草ボウボウであることについては、我々の方からも八尾土木事務所に働きかけをしたいと思う。さらに街全体については、自治会の皆様、或いは企業が、地域清掃という形で、清掃活動をされている。本市としても、地域清掃の活動については、例えばその必要な清掃用具、火鉢とか、或いはごみ袋を貸与したり、或いは集められたごみを迅速に収集するなど、その支援を充実したいと思っている。こういった形で、東大阪市全体の街の美化に努めてい</p>

	る。
中山委員	私自身、最近の公共施設と民間の施設の美化を考えた場合に、公共施設がそういったところの美化が遅れていることが、すごく目立つ。その辺で、さっきの図書館の例もそうですけど、民間はきれいにしているが、公共物はそういう感じが目立って、仕方ないから言っているの、対応よろしく願います。
松浦委員	美化について、市民会議の中にプランニングチームっていうのがあって、2年に1回分科会をやって、市民の声として、東大阪をきれいにしていこう、そこで月に1回ぐらいの清掃活動をしようというふうに提言は上げさせてもらっている。そのことについて、各自治会の方たちにも話をし、みんなで月1回の日を決めて、中には実際にもう清掃をやっていただいているところもある。しかし、それに加わっていないところが多すぎて、目についているっていうところがあるのは、すごく残念でならない。ただ、府の管轄であっても、私自身、住民が住んでいる地域はきれいにすべきだというのは当たり前のことであって、提言を出しているわけだから、市民がもっと意欲的に、美化について認識を持つべきだと思っているが、なかなか協力を得られなくて残念な気持ちがある。
久委員	第2次計画の最後です、第3次に移った時のお願いになると思うが、すべての改善策を読んだときに、2ページ、「舗装の適切な維持補修」というのがあるが、ここの理由が、Bをつけた理由になっている。いわゆるPDCAという形でまわしていこうと思えば、ここに書いている理由というのは、5,000㎡が3,772.6㎡にとどまった理由を書いていただきたい。その理由を今後、どのように改善していくのがアクションとなってくるので、このあたり第3次の評価の時には、きっちりチェックのような理由書になるように、手がけていただきたい。理由がきっちり、要因分析ができていて、それが適切にその改善策に繋がっているっていうことを書くことによって、チェックが入るということにしていただければと思う。それができると、先ほどの阿蘇委員のブランドの話も読めばわかるようになる。どうして、大変だったのかっていうことが書かれていて、それはそういうことだろうというようなことが、我々委員としてもあるいは市民としても納得ができると思うので、その辺り、3次の評価の時はよろしく願います。
事務局 (道旗)	第2次計画では、要因分析等々まで、できてなかったことは事実で、第3次の報告書は、次年度の審議会ですすことになるが、その中では、そういった部分の改善も、今検討しているところである。今いただいた指摘を踏まえて、そういった視点を含めて、反映して作成していきたい。現状では、行政の事業を取りまとめる報告書ではなく、市域全体の環境がどう変わってきたのか、その下支えになるような主な事業や市民意識とかを踏まえて、取りまとめて、もう少しわかりやすい報告書を作成していきたいと思うので、よろしく願います。
益田委員	この報告書はこれが仕上がりなのか。まだ修正を加えられるのか。
事務局 (道旗)	今示しているのが、仕上がりというふうに考えているが、もちろん修正等があれ

	ば、対応をさせていただく。
益田委員	<p>言葉遣いが気になるところがある。2 ページの施策の方向性の 1-1 と 1-2 であるが、大気きれいさを確保すると水のきれいさを確保するとあるが、本当はきれいな大気を確保するとか、きれいな水を確保すると書くべきではないかと思う。きれいさってという言葉が主語になると少し理解が難しい。</p> <p>それから 1 点、「1-3.の静けさを確保する」の部分で、舗装の適切な維持補修が、なぜ静けさを確保することにつながるのか。</p>
事務局 (仲西)	舗装の種類にも色々あり、排水性の舗装や低騒音型の舗装等がある。これらを進めることで他の道路に比べて静かになる。
黒田会長	案件 (2) 「東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の見直しについて」、事務局、説明をお願いします。
事務局 (仲西)	<p>【案件(2) 「東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の見直しについて」の説明】</p> <p>資料 2 及びピンクの条例冊子をご覧ください。まず背景だが、公害対策課で所管している東大阪市生活環境保全等に関する条例は、昭和 48 年に東大阪市公害防止条例として制定されたもので、公害の未然防止にかかる規制について定めたものである。5 ページ右上の昭和 48 年 4 月 20 日、これが制定された日である。以降、改正がたびたび行われており、平成 13 年 3 月 31 日付の改正の際に、目的、総則を全面改正するとともに、条例名称が変更されたものである。</p> <p>この条例は公害の未然防止にかかる規制に関する条例で、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染を未然防止するための指定工場等の許可制度と、地盤沈下を未然防止するための地下水採取の許可制度の 2 つの許可制度がある。そしてこれらの許可制度にかかる具体的な規制内容が 19 ページ以降の施行規則に記載されている。19 ページに改正履歴が並んでいるが、平成 15 年の改正で規制内容の一部を改正して以降、規制内容に係る改正は行われていない。</p> <p>一方で水質汚濁防止法や大気汚染防止法をはじめとする公害関係の法律や大阪府生活環境の保全等に関する条例については都度改正が行われている。本来であれば、法律や府条例の改正があれば市条例の規定も見直すべきところではあるが、市条例の改正が追い付いていないというのが現状である。</p> <p>先ほど述べた 2 つの許可制度のうち、指定工場等の許可に係る審査においては、法律や府条例といった公害関係法令の順守が必須条件となっているが、市条例と見比べると規制物質や対象施設、基準等のズレがあり、申請者の混乱を招いている。また、もう 1 つの許可制度、地下水採取の規制については、地盤沈下の防止を目的としたもので、井戸を掘る際に地域によって用途や基準を設けているが、平成 14 年に制定された土壌汚染対策法では、土壌汚染が原因で地下水が汚染された場合に、地下水をくみ上げて浄化しないといけないケースがあるが、現状の市条例の制度ではこういったケースが想定されておらず、規制対象となり井戸が掘れなくなることが起こり得るといった新たな課題が生じている。</p>

こういった背景をもとに、次に示すような見直しの方針を定めたものである。

昭和48年の条例施行からおおよそ50年が経過し、企業の自主的な環境管理の進展、公害防止技術の進歩、建物性能の向上、生活様式や産業構造の変化が進み、規制の効果と相まって市内の環境の状況は大きく改善してきている。また、この間に法律や府条例も整備、拡充が進み、規制対象、規制項目の追加や規制基準の変更などが継続的に行われている。

市条例に基づく2つの許可制度については、公害の未然防止の観点から効果的なものであり継続するべきと考えるが、この間の情勢の変化や、法律、府条例との整合、新たな課題に対応するため、施行規則の整理と見直しを検討することとしたところである。

今回規則の見直しを行うにあたり、市条例第56条に次のような規定がある。

環境審議会は市長の諮問に応じ重要事項の審議をするものとし、これに関して市長に意見を述べることができると規定されている。そして第3項には、市長は、第2条第8号、第23条、第26条、第27条、第29条第2号、第32条第1項、第44条第1項ただし書き及び第45条第2項の規定による規則を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの条項が示すのは、例えば第2条第8号、5ページの下に第2条用語の定義があり、次の6ページの(8)、これが第2条第8号である。ここに指定工場等というのが、規則で定める工場等というように規定されている。この規則というのが、20ページ中段、規則の第3条のことである。条例第2条第8号の規則で定める工場等は別表第4に掲げる工場等とされており、69ページ、70ページに指定工場等として一覧が掲載されている。つまり、この一覧を見直す場合は、審議会の意見を聞かなければならないということになる。

同様に第23条は規制基準、第26条は屋外の禁止作業、第27条は地下浸透させてはならない物質、第29条第2号は指定工場等の設置許可の条件、第32条第1項は指定工場等の許可手数料、第44条第1項ただし書きは地下水採取を規制する地域等、第45条第2項は地下水採取の許可手数料をそれぞれ示している。

今回の見直しについては、これらのうち黒い四角で示している指定工場等、規制基準、地下浸透させてはならない物質、指定工場等の設置許可の条件、地下水採取を規制する地域等、これらの内容を検討しようと現段階では考えており、意見を伺いたい。

最後に、今後のスケジュールであるが、本日、条例の現状と見直しの方針について説明したところであるが、具体的には来年度、4月以降に1年かけて意見を伺いたいと考えている。まずは審議会に諮問し、規則改正に関して集中的に議論していただくために本審議会に検討部会を設置し、検討を進めたいと考えている。そのうち、部会から審議会に報告を上げ、審議会より答申をもらい、所要の手続きを経て、令和5年4月に新たにスタートしたいと考えている。

説明は以上となる。

黒田会長	事務局より説明があったが、案件 (2)について意見等はないか。
大原委員	スケジュール案で部会を設置するとあるが、どのようなメンバーになるのか。
事務局 (仲西)	審議会メンバーからということで、主には学識経験者、それから関係するところに声掛けをさせていただく。まだ、確定はしていない。
黒田会長	現状、何か申請をしようとした時に具体的に弊害が出ているのか。
事務局 (仲西)	現状、法律とズレが生じており、市条例でなくていいことを法律で規制される、またその逆も然りということでややこしくなっている。長年放置されてきたものを今回少し整理しようと考えている。
川口委員	議会の承認がいるのか。
事務局 (仲西)	条例ではなく、施行規則の改正であるので、議会への上程は不要である。
黒田会長	その他、全体を通して何かご意見等はないか。
委員	(なし)
黒田会長	以上で、本日の審議を終了する。
	以上